

第 7 回

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日 時 平成15年7月25日(金) 午後2時～

場 所 すこやかセンター伊野 大会議室

第7回 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日時：平成15年7月25日（金） 午後2時～

場所：すこやかセンター伊野 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 協議事項

協議第27号 公の施設の取扱いについて〔協定項目第23-10号〕

協議第28号 人権対策関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-11号〕

協議第29号 商工観光関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-13号〕

協議第30号 定住促進対策の取扱いについて〔協定項目第23-18号〕

(2) その他

第8回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

5 閉 会

第7回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議資料目次

(1) 協議事項

協議第27号 公の施設の取扱いについて〔協定項目第23-10号〕…………… P 1～10

協議第28号 人権対策関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-11号〕…………… P 11～12

協議第29号 商工観光関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-13号〕…………… P 13～18

協議第30号 定住促進対策の取扱いについて〔協定項目第23-18号〕…………… P 19～27

(3) その他

第8回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について…………… P 28

協議第 27 号

公の施設の取扱い（在宅介護支援センター）について

別紙のとおり公の施設の取扱い（在宅介護支援センター）を定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 15 年 7 月 25 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目23-10 公の施設の取扱い 在宅介護支援センター		
在宅介護支援センター 運営事業	根拠法令	<p>【老人福祉法】 (施設の設置) 第15条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。 2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p>		
	事業概要	在宅介護支援センターは、在宅の要援護高齢者や要援護となるおそれのある高齢者、並びにこれらの家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それぞれのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスの総合的な利用が図られるよう連絡調整等を行う。		
	実施主体	この事業の実施主体は、市町村とする。		
	利用対象者	おおむね65歳以上の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者(以下「要援護高齢者等」という。)並びにその家族及び親族(以下「家族等」という。)とする。		
	在宅介護支援センター運営協議会の設置	市町村は、市町村内全ての支援センターの円滑な運営を図るため、基幹型在宅介護支援センターに在宅介護支援センター運営協議会を設置する(基幹型在宅介護支援センター未設置の場合は、市町村に設置)。運営協議会は、市町村の高齢者、保健、医療部門の長及び保健所の代表者、福祉事務所の代表者、地域医師会代表者、市町村社会福祉協議会代表者、老人福祉施設長、介護老人保健施設長、民生委員の代表者、各支援センターの長で構成。運営協議会は、年1回以上、必要に応じて開催。		
	相談協力員の配置	市町村は、相談協力員を支援センターに配置する。相談協力員は、民生委員、老人クラブ、自治会、婦人会等、運営協議会の意見を踏まえ市町村が委嘱。相談協力員は、地域の要援護高齢者に保健福祉サービス、支援センターの紹介、様々な機会をとらえ、各種保健福祉サービスの広報や積極的活用の啓発を行う。		
	区分	基幹型在宅介護支援センター	地域型在宅介護支援センター	
	センターの性格	基幹型支援センターは、保健、医療、福祉及び介護保険に関する専門的な情報の交換などの連携が円滑に行われるよう、市町村内の全ての支援センターを包括する連絡支援体制の基幹となる支援センター(基幹型支援センターを設置しない場合は、市町村自らが連絡体制の基幹的役割を果たす。)	地域の実情に応じた担当区域が定められた支援センター	
	設置基準	市町村1カ所 おおむね人口10万人を超える市町村は、10万人又はその端数を増すごとに1カ所設置することができる。(統括する支援センターが5カ所未満の場合を除く)	中学校区に1カ所を標準とする。	
事業の委託	市町村直轄、若しくはこれに準ずる機関(社協等)に委託することが出来る。	社会福祉法人、医療法人、民間事業者等に委託することが出来る。		

項目		協定項目 23 - 10 公の施設の取扱い 在宅介護支援センター	
区分	基幹型在宅介護支援センター	地域型在宅介護支援センター	
職員の配置	<p>通常型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者を定める ・社会福祉士等又は保健師 1名 ・看護師又は介護福祉士 1名 } の2名を常勤で配置 <p>小規模型（人口2万人未満の市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者を定める ・社会福祉士等又は保健師 1名を常勤で配置 <p>（看護師又は介護福祉士は配置しないことができる）</p> <p>職員の配置は、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせ配置し、上記に加えて、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士を配置することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者を定める ・社会福祉士等 ・保健師 ・看護師 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 <p>いずれか1名を常勤で配置</p> <p>2名以上配置する場合は、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせ配置することが望ましい。</p>	
職員の兼務	基幹型センターと地域型センターを同一事業所で行う場合、地域型センターの業務と兼務できる。	支援センター業務に支障のない範囲で、他の業務と兼務できる。	
必須事業	<p>地域ケア会議の開催</p> <p>介護予防・生活支援の観点から、介護保険外のサービス提供が必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行う。</p> <p>構成</p> <p>保険、医療、福祉など現場職員を中心におおむね10人程度で構成</p> <p>業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域型支援センターの統括 ・介護予防・生活支援サービスの総合調整 ・居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所の指導・支援 <p>地域型センターが実態把握した高齢者等の情報の集約</p> <p>保健福祉サービス等の情報提供、利用の啓発</p> <p>在宅介護等の総合相談（電話相談、面接相談等）</p> <p>高齢者及び家族、相談協力員からの連絡に応じ地域型センターとの連絡調整、助言・指導</p> <p>インフォーマルサービスの開発・普及、住民組織化活動</p>	<p>高齢者の実態把握</p> <p>サービス基本台帳の整備</p> <p>保健福祉サービス等の情報提供、利用の啓発</p> <p>在宅介護等の総合相談（電話相談、面接相談等）</p> <p>高齢者の家族、協力相談員への在宅介護の方法等についての指導・助言</p> <p>保健福祉サービスの適用調整（申請手続きの受付、代行等）</p> <p>相談協力員研修会・懇話会等の開催</p> <p>介護支援専門員からのソーシャルワーク援助依頼への対応に努める</p>	
その他の事業	<p>居宅介護サービス計画（ケアプラン）作成指導</p> <p>保健福祉サービスの利用調整</p> <p>福祉用具の展示・利用、住宅改修に関する相談・助言</p>	<p>介護予防プランの作成</p> <p>痴呆相談</p> <p>住宅改修の相談、助言</p> <p>介護予防教室、転倒骨折予防教室の開催</p> <p>サービスマップ作成事業、適正契約普及事業の実施</p> <p>福祉用具展示・紹介、購入支援</p>	

在宅介護支援センター運営事業

項目		協定項目 23 - 10 公の施設の取扱い 在宅介護支援センター
指定 居宅 介護 支援 事業 者	根拠法令	<p>【介護保険法】 (居宅介護サービス計画費の支給) 第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。</p>
	事業者の指定	<p>【介護保険法】 (指定居宅介護支援事業者の指定) 第79条 第46条第1項の指定は、厚生省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。 2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第46条第1項の指定をしてはならない。 一 申請者が法人でないとき。 二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員(要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生省令で定める者をいう。以下同じ。)の人員が、第81条第1項の厚生省令で定める員数を満たしていないとき。 三 申請者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。</p>
	事業の基準	<p>【介護保険法】 (指定居宅介護支援の事業の基準) 第80条 指定居宅介護支援事業者は、次条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従い、要介護者等の心身の状況等に応じて適切な指定居宅介護支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅介護支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定居宅介護支援を提供するように努めなければならない。 第81条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生省令で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。 2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、厚生大臣が定める。 3 厚生大臣は、第1項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p>
	変更の届出	<p>【介護保険法】 (変更の届出等) 第82条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>

項目		協定項目 23 - 10 公の施設の取扱い 在宅介護支援センター
指定居宅介護支援事業者	指定の取消し	<p>【介護保険法】 (指定の取消し) 第84条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>一 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第81条第1項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>二 指定居宅介護支援事業者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。(以下省略)</p>
	人員に関する基準	<p>【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準】 (従業者の員数) 第2条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる法第79条第2項第2号に規定する介護支援専門員であって常勤であるもの(以下単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する員数の標準は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>(管理者) 第3条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p>

項目	協定項目 23 - 10 公の施設の取扱い 在宅介護支援センター
根拠法令	伊野町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例 伊野町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則
施設タイプ	基幹型支援センター：1カ所 地域型支援センター（委託）：4カ所
趣 旨	この規則は、伊野町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例(平成9年条例第21号。以下「条例」という。)の施行及び伊野町在宅介護支援センター(以下「基幹型支援センター」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
職 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹型支援センターに管理者のほか2名以上の職員を配置する。 2 職員は、常勤とし、社会福祉士その他の福祉関係職種と保健師その他の保健医療関係職種の組み合わせとする。 3 前項の組み合わせは、次のいずれかとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉士等のソーシャルワーカーと看護師 (2) 保健師と介護福祉士 4 基幹型支援センターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に配慮し、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
利用対象者	利用対象者は、おおむね65歳以上の要介護高齢者及び要介護となるおそれのある高齢者(以下「要介護高齢者等」という。)並びにその家族及び親族(以下「家族等」という。)とする。
基幹型支援センター以外の在宅介護支援センター	町長は、基幹型支援センター以外に、必要に応じ、担当地域を定めた在宅介護支援センター(以下「地域型支援センター」という。)を設置することができるものとする。
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹型支援センターは、相談や福祉用具の展示に必要な空間を確保し、保健、医療、福祉、介護の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備しながら、伊野町立特別養護老人ホーム偕楽荘との連携をもとに24時間在宅介護に関する相談窓口を開設するものとする。 2 基幹型支援センターは、地域ケア会議を開催するとともに、地域型支援センターを支援するものであり、以下に定める事業を、地域型支援センターと密接な連携を図りつつ、地域に積極的に出向き又は基幹型支援センターにおいて行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保健、医療、福祉などの現場職員を中心に概ね10人程度で構成する地域ケア会議を開催し、介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者を対象に効果的な予防サービスや地域ケアの総合調整を行う。 (2) 地域型支援センターにより把握された要介護高齢者等の心身の状態及びその家族等の情報を集約する。 (3) 必要に応じ、在宅福祉サービス利用情報等を地域型支援センター等に提供する。 (4) 各種の保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行う。 (5) 在宅介護等に関する各種の相談に対し、電話相談、面接相談等により、総合的に応じる。 (6) 要介護高齢者等の家族等からの相談や相談協力員からの連絡を受けた場合に、これらの者の居住地を担当区域とする地域型支援センターと連携をとるとともに、必要に応じ、訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行う。 (7) 町内の有用なインフォーマルサービスを新たに開発・普及し、また、これに必要な住民組織化の推進を行う。 (8) 町内の要介護高齢者等又はその家族等の保健福祉サービスの利用調整を行う。 (9) 福祉用具の展示、利用対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、並びに福祉用具の選定若しくは具体的な使用方法又は高齢者向け住宅への増改築に関する相談及び助言を行う。

項目		協定項目 23 - 10 公の施設の取扱い 在宅介護支援センター
伊野町在宅介護支援センター	運営協議会の設置等	<ol style="list-style-type: none"> 1 町長は、基幹型支援センター及び町内すべての地域型支援センター(以下「支援センター」という。)の円滑な運営を図るため、基幹型支援センターに在宅介護支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置しなければならない。 2 運営協議会は、町の高齢者福祉、保健、医療担当部門のそれぞれの長及び保健所の代表者、福祉事務所の代表者、地域医師会代表者、伊野町社会福祉協議会代表者、老人福祉施設長、介護老人保健施設長、民生委員の代表者、各支援センターの長その他地域の高齢者保健福祉の推進のために必要と認められる者とし、支援センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題について協議するものとする。 3 運営協議会は、必要に応じ、年1回以上開催するものとする。 4 支援センターは、活動対象地域内の実情に踏まえて相談協力員を配置するものとする。
	関係機関との連携等	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹型支援センターは、この事業の実施に当たっては、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護が図られるよう留意するとともに、このことについて、地域型支援センターに対し、十分指導するものとする。 2 基幹型支援センターは、本事業の趣旨に鑑み、町の民生部門、保健衛生部門の連携の下に、本事業に対する両部門の協力、支援体制を整備するものとする。 3 基幹型支援センターは、夜間等の緊急相談に対応するため、仁淀消防組合、医療機関等関係機関による支援体制の整備を図るものとする。 4 町長は、基幹型支援センターの職員の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設けるものとする。 5 基幹型支援センターは、地域型支援センターに対し、本事業の適性かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、年1回以上定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、定期的な事業実施状況の調査を行うものとする。

項目	協定項目23-10 公の施設の取扱い 在宅介護支援センター
根拠法令	吾北村在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例 吾北村在宅介護支援センター運営事業実施要綱
施設タイプ	小規模基幹型支援センター
目的	この要綱は、在宅介護支援センター運営事業の適正な実施によって、要援護老人の置かれている状況を把握し、介護を要する高齢者に関する総合的な相談に応じ、その要援護老人及びその家族のニーズに対応した、各種の公的保健福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)が総合的に受けられるよう関係機関との連絡・調整などの便宜を供与し、要援護老人及びその家族並びに地域の福祉の向上を図ることを目的とする。
実施主体及び実施施設	この事業の実施主体は吾北村とし、吾北村デイサービスセンター「すこやか」(以下「デイサービスセンター」という。)に併設された吾北村在宅介護支援センター(以下「支援センター」という。)において実施するものとする。
職員	この事業を行うため、あらかじめ支援センターの管理者を定めるとともに、原則として次の職種の職員を配置するものとする。 (1) 保健師 (2) 介護福祉士
利用対象者	利用対象者は、おおむね65歳以上の者であって、身体が虚弱又はねたきり、若しくは痴呆等のために日常生活を営むのに支障のある者(以下「要援護老人」という。)又はこれらの者を介護している家族等とする。
業務内容	支援センターは、次に定める事業を行うものとする。 (1) 各種の福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供並びにその積極的な利用についての啓発を行うこと (2) 在宅介護に関する各種の電話相談、面接相談及び訪問相談並びにそれに対する助言及び指導を行うこと (3) 利用対象者の福祉サービスの利用申請手続の受付、代行等の便宜供与等、利用者の立場に立った福祉サービスの提供に関する適用調整を行うこと (4) 福祉器具の展示、紹介、選定及び使用方法に関する相談、助言並びに要援護老人の自立を高めるための住宅改造の相談、助言を行うこと (5) 福祉サービスの円滑な適用に資する個別の介護等のニーズの評価を行うとともに、処遇のあり方についての諸資料を作成すること (6) 相談協力員に対する定期的な研修会、支援センターと相談協力員との情報交換、相談協力員相互の情報交換と親睦を図るための相談協力員懇話会の開催及び相談員との日常的な連絡調整を行うこと (7) 在宅介護支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)を開催すること (8) 介護保険法に係る指定居宅介護支援事業に関すること
運営協議会の設置等	支援センターには、その円滑な運営を図るため運営協議会を設置し、その委員は村長が委嘱する。 (1) 目的 支援センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題の協議 (2) 構成者 住民課長、吾北村社会福祉協議会事務局長、民生児童委員協議会総務、特別養護老人ホーム「吾北荘」所長、在宅介護支援センター職員、医師代表者、デイサービスセンター「すこやか」所長、地域の老人保健福祉の推進のために必要と認められる者 (3) 開催回数 必要に応じて開催するものとする。

吾北村在宅介護支援センター

項目	協定項目23-10 公の施設の取扱い 在宅介護支援センター
根拠法令	本川村在宅介護支援センター運営事業実施要綱
施設タイプ	地域型支援センター
目的	この要綱は、本川村在宅介護支援センター運営事業の適正な実施により、本川村在宅の要介護高齢者の介護に関する総合的な相談に応じ、そのニーズに対応した各種の公的保険福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）が総合的に受けられるように関係機関との連絡調整等の便宜を供与し、もって要介護高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。
実施主体及び実施施設	この事業の実施主体は本川村とし、本川村高齢者生活福祉センターと本川村国保診療所（以下「診療所」という。）において、実施するものとする。
職員	<p>この事業を行うため、あらかじめ支援センターの管理責任者を定めるとともに、原則として次の職種の職員を配置するものとする。なお、職員の配置に当たっては、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせ配置するものとする。</p> <p>(1) ソーシャルワーカー又は保健師1人 (2) 看護師又は介護福祉士1人</p> <p>2 職員の責務</p> <p>(1) 支援センターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。 (2) 支援センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異業種との交流等あらゆる機会をとらえ、自己研鑽に努めるものとする。</p>
利用対象者	利用対象者は、おおむね65歳以上の者であって、身体が虚弱又は、寝たきり若しくは痴呆等のために日常生活を営むのに支障がある者又はこれらの者を抱える家族とする。
業務内容	<p>支援センターは、次に定める事業を地域に積極的に出向き又は支援センターにおいて行うものとする。</p> <p>(1) 要介護高齢者の実態等の把握及び各種の福祉サービスの広報及びその積極的な利用についての啓発を行うものとする。 (2) 在宅介護に関する各種の相談に関し、電話相談・面接相談等により総合的に応じること。 (3) 要介護高齢者やその家族の福祉サービスの利用手続きの便宜を図る等福祉サービスの適用の調整を行うこと。 (4) 福祉サービスの円滑な適用に資するため、個別の要介護高齢者及びその世帯の介護ニーズ等の評価を行うとともに、処遇の在り方についての諸資料を作成すること。 (5) 要介護高齢者を抱える家族からの相談や在宅介護相談協力員(以下「相談協力員」という。)からの連絡を受けた場合、これらの者に対し訪問等により在宅介護の方法等についての指導・助言を行うこと。 (6) 介護機器の展示、利用対象者の身体状況を踏まえた介護機器の紹介・選定及び具体的な使用方法並びに高齢者向け住宅の増改築に関する相談・助言を行うこと。 (7) 相談協力員に対する定期的な研修会・支援センターと相談協力員との情報交換及び相談協力員相互の情報交換と親睦を図るための相談協力員懇話会の開催並びに相談協力員との日常的な連絡調整を行うこと。 (8) 在宅介護支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を必要に応じて開催すること。</p>
運営協議会の設置等	<p>支援センターには、その円滑な運営を図るものとするため、運営協議会を設置し、次により行うものとし、委員は村長が委嘱する。</p> <p>(1) 目的 支援センターの事業計画の検討及び事業実施の諸問題について協議を行うこと。</p> <p>(2) 構成者 診療所長・社会福祉協議会事務局長・生活福祉センター施設長・住民課長・厚生係長・保健師・ホームヘルパー・在宅介護支援センター職員。</p> <p>(3) 開催回数 必要に応じて開催するものとする。</p> <p>(4) 任期 委員の任期は3年とする。ただし委員が欠けた場合における補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。</p>

本川村在宅介護支援センター

項目	協定項目 23 - 10 公の施設の取扱い 在宅介護支援センター
留意事項	<p>(1) 市町村は、目的を達成するため、必要に応じ、在宅介護支援センター(以下「支援センター」という。)の適正な配置又は適切な事業の実施若しくは委託を行うなど、その体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、コンピューター、電話、ファックス、会議、面談等の手段を用いて、支援センター間における保健、医療又は福祉及び介護保険に関する専門的な情報の交換などの連携が円滑に行われるよう市町村内のすべての支援センターを包摂する連絡支援体制(以下単に「連絡支援体制」という。)を整備するものとする。</p> <p>この場合、市町村は、あらかじめ、連絡支援体制の基幹となる支援センター(以下「基幹型支援センター」という。)を1箇所定めるものとする。ただし、概ね人口10万人を超える市町村にあっては、基幹型支援センター1箇所あたりの統括すべき基幹型支援センター以外の支援センター(以下、「地域型支援センター」という)がおおむね5箇所未満である場合を除き、当該超える人口が、10万人又はその端数を増すごとに1箇所を加えて定めることができるものとする。</p> <p>なお、基幹型支援センターは、その整備に相当の時間を要することに鑑み当分の間、これを設置しないことができる。この場合であっても、市町村は、地域の実情に応じて極力早期に基幹型支援センターを設置するよう努めるものとする。</p> <p>また、小規模な市町村であって、当該市町村に支援センターが既に1箇所又は2箇所存在し、これを超えて支援センターを設置することが困難な場合については、必ずしも基幹型支援センターを設置することは要しないものとする。ただし、これらの場合については、市町村自らが連絡支援体制の基幹的役割を果たすものとする。</p> <p>(3) 市町村は、本事業の実施又は委託に当たっては、地域型支援センターごとに、中学校区を標準として、地域の実情に応じた担当区域を定めることを原則とする。</p> <p>なお、基幹型支援センターと地域型支援センターを同一事業所内で実施する場合については、当該地域型支援センターの担当区域が定められることが原則となるものであること。</p> <p>在宅介護支援センターは、在宅の要援護高齢者や要援護となるおそれのある高齢者、並びにこれらの家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それぞれのニーズに対応した各種の保険、福祉サービスの総合的な利用が図られるよう連絡調整を行っているところであるが、今後の事業展開に当たっては、特に、介護予防事業の拠点としての機能の発揮が求められている。</p> <p>地域型センターにおいては、各市町村が介護予防・生活支援の取り組みを効果的に進めるうえでの基礎となる要援護高齢者等の実態把握や、これを踏まえた適切な介護予防プランの作成を進めることが重要である。</p> <p>基幹型センターは、地域型センターの統括・支援や地域ケア会議の開催などを通じて、市町村のケア体制の中核としての役割を担うべきで、地域型センターによる実態把握及びニーズ評価などの情報を集約・活用し、介護予防サービスの総合調整を図っていくことも重要である。</p> <p>市町村においては、これらを踏まえ、基幹型センターと地域型センターの役割分担を明確にし、事業内容ごとにこれまでの実績を点検するとともに、その運営を社会福祉法人等に委託している場合には、委託先との意志疎通及び連絡調整を綿密に行う必要がある。</p>
調整方針(案)	<p>基幹型支援センターは、現在の伊野町の基幹型支援センターを新町の基幹型支援センターとする。</p> <p>地域型支援センターは、合併後検討を加え調整する。</p> <p>各種事業は現行のとおり新町に引き継ぎ実施する。</p>
協議結果	<p>基幹型支援センターは、現在の伊野町の基幹型支援センターを新町の基幹型支援センターとする。</p> <p>地域型支援センターは、合併後検討を加え調整する。</p> <p>各種事業は現行のとおり新町に引き継ぎ実施する。</p>

協議第 2 8 号

人権対策関係事業の取扱いについて

別紙のとおり人権対策関係事業の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 1 5 年 7 月 2 5 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目23-11 人権対策関係事業の取扱い		
	現況		
	伊野町	吾北村	本川村
人権相談	人権擁護委員 7人(定数7人) 毎月2回開催	人権擁護委員 2人(定数3人) 毎年3回開催	人権擁護委員 2人(定数3人) 毎月1回開催
啓発事業	各種研修会の開催 教育・啓発用図書、ビデオテープの購入 貸出	各種研修会の開催 教育・啓発用図書、ビデオテープの購入 貸出	各種研修会の開催 教育・啓発用図書、ビデオテープの購入 貸出
男女共同参画	伊野町男女共同参画プラン策定事業 啓発・促進のための講演会の開催 各種委員等への女性の登用等、あらゆる 機会を通じて啓発や促進に取り組んでいる	各種委員等への女性の登用等、あらゆる 機会を通じて啓発や促進に取り組んでいる	各種委員等への女性の登用等、あらゆる 機会を通じて啓発や促進に取り組んでいる
参考法令	<p>【人権擁護委員定数規定】(昭和42年3月14日法務省令第12号)</p> <p>第1条 各市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域に置く人権擁護委員(以下「委員」という。)の定数は、法務大臣の指定する日(以下「基準日」という。)における各市町村の人口に応じて、別表の上欄に掲げる人口の区分に従い、同表の下欄に掲げる数とする。</p> <p>2 法務大臣は、人口の増減その他の事情を考慮したうえ、適当と認める時期に基準日を改めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">* 別表より 20,001人以上30,000人以下・・・7人 5,000人以下・・・3人</p> <p>第2条 市町村の廃置分合又は境界変更があったときは、新たな市町村の区域に置く委員の定数は、その廃置分合又は境界変更のあった日における当該市町村の人口に応じて、別表の上欄に掲げる人口の区分に従い、同表の下欄に掲げる数とする。この場合において、現に委員として在職する者は、その者の住所を区域内に含む新たな市町村の区域に置かれた委員として引き続き在職するものとする。</p>		
調整方針(案)	<p>人権相談は、事前に調整のうえ、合併時の人権擁護委員(11人)と連携を取り、新町においても継続して実施する。</p> <p>啓発事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>男女共同参画については、事前に調整のうえ、新町に引き継ぐ。</p>		
協議の結果	<p>人権相談は、事前に調整のうえ、合併時の人権擁護委員(11人)と連携を取り、新町においても継続して実施する。</p> <p>啓発事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>男女共同参画については、事前に調整のうえ、新町に引き継ぐ。</p>		

協議第 29 号

商工観光関係事業の取扱いについて

別紙のとおり商工観光関係事業の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 15 年 7 月 25 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目 23 - 13 商工観光関係事業の取扱い		
		現 況		
名称		伊野町 伊野町商工会	吾北村 吾北村商工会	本川村 土佐地区商工会
目的		「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者の方々によって自主的に運営され、地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動	商工業の総合的経営改善普及指導育成を図り、地域の活性化を目的とする。	商工会は、主として町村における商工業の総合的改善発達を図ると共に、社会一般の福祉の増進に資する事を目的として、法律に基づき設立された特殊認可法人で、商工業者の経営支援や地域の活性化を図るための活動を支援する。
活動内容		<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業・工業振興事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・青年部・女性部対策事業 ・福利厚生事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化推進事業 ・商業機能維持確保事業 ・経営改善普及事業 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善普及事業 金融対策、税務経理対策、経営対策、労務対策 若手後継者等育成事業対策、その他 地域総合振興事業 総合振興対策、商工観光振興対策、支部活動対策、共済推進事業、その他
組織役員		<ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 26名 ・監事 2名 ・会員数 501名 ・総商工業者 797名 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 14名 ・監事 2名 ・会員数 144名 ・総商工業者 156名 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 18名 ・監事 2名 ・会員数 211名（うち本川支部26名） ・総商工業者 337名
事務局構成		事務局長1名・経営指導員2名・補助員1名・記帳専任職員3名	事務局長1名・経営指導員1名・補助員1名・記帳専任職員1名	事務局長1名・経営指導員2名・補助員1名・記帳専任職員2名
会費		個人 5,000円 法人 10,000円 (ただし昔からの個人経営の店舗については3,000円、2,000円、1,000円の場合あり。 役員については会長50,000円、副会長30,000円、理事15,000円である。)	個人 7,000円～30,000円 法人 20,000円～40,000円 年2回徴収（事業所の規模及び利用度により金額が異なる。）	個人 10,000円 法人 20,000円
補助金の交付		【補助金額】 5,500,000円	【補助金額】 3,600,000円	【補助金額】 500,000円

商業工業振興（商工団体への助成）
商工会

項目		協定項目23-13 商工観光関係事業の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
商業工業振興(助成)	伊野町商業振興会	<p>【補助金額】 1,500,000円</p> <p>【目的】 事業を営むものが協同して商業振興に努め、あわせて町の産業経済の発展に寄与する。</p> <p>【活動内容】 ・スタンプ事業 ・商業振興商品券事業 ・地域振興事業</p> <p>【組織役員】 会長1名・副会長2名・理事15名・監事2名・ 会員数63名</p> <p>【事務局構成】 経営指導員1名・記帳専任職員1名</p>	該当なし	該当なし
	商業工業振興	企業誘致	該当なし	<p>【新規起業対策補助金】 吾北村内に平成14年4月1日～平成17年3月31日までに進出する製造業で、従業員総数の2分の1以上を吾北村内雇用し、借地をして進出した場合に要する借地料に相当する額について、企業に交付する。 ただし1坪あたり1.5升(当該年度の白米政府売渡価格)以内とする。 補助をする期間については、起業後5ケ年とし、当該年後に要した金額を毎年度末に交付する。</p>
観光振興(関係団体への助成)	高知県観光コンベンション協会	負担金 150,000円	負担金 80,000円	会費・負担金 165,000円
	高知縣市町村観光連絡協議会	負担金 50,000円	負担金 30,000円	負担金 30,000円
	国道194号等広域観光推進協議会	負担金 2,000,000円	負担金 2,000,000円	負担金 2,000,000円
	四国地区「道の駅」連絡会	該当なし (農業公社にて支出)	会費 60,000円	会費 60,000円
	伊野町観光振興事業費	補助金 1,000,000円	該当なし	該当なし
	本川村観光協会	該当なし	該当なし	育成補助金 250,000円

項目		協定項目23-13 商工観光関係事業の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
観光振興（観光イベント助成事業）	仁淀川紙のこいのぼり	[補助金額] 2,000,000円 [交付先] 仁淀川紙のこいのぼり実行委員会 [目的] 伊野町のシンボルであり、私たちの貴重な財産である「仁淀川」と「土佐和紙」を見つめ直し、さらに身近な存在として、次の世代に水の文化と紙の文化を不可分のものとして引き継いでいく1つの手段として実施することにより、個性ある人創り、街づくりに資することを目的とする。	該当なし	該当なし
	伊野町民祭 仁淀川まつり	[補助金額] 3,000,000円 [交付先] 伊野町民祭振興会 [目的] 町の発展と、町民の健康を祈願し、町民の集いの場として自由に参加できる行事を積極的に推進し、町民相互の交流を深める事を目的とする。	該当なし	該当なし
	ほのほの王国もみじまつり	該当なし	補助金 3,500,000円	該当なし
	陣が森を歩こう会	該当なし	補助金 400,000円	該当なし
	盆踊り花火大会	該当なし	補助金 400,000円	該当なし
	第22回あめごつり大会	該当なし	該当なし	開催日 平成14年 5月 5日 助成額 1,100,000円 交付先 本川村漁業協同組合
	第12回氷室まつり	該当なし	該当なし	開催日 平成14年 7月14日 助成額 1,100,000円 交付先 氷室まつり実行委員会
	第17回吉野川源流まつり	該当なし	該当なし	開催日 平成14年 8月15日 助成額 1,100,000円 交付先 源流まつり実行委員会

項目		協定項目 23 - 13 商工観光関係事業の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
地場産業振興		<p>【名称】 伊野製紙工業会 補助金 1,300,000円</p> <p>【名称】 高知県製紙工業会 補助金 70,000円</p> <p>【名称】 高知県手すき和紙協同組合 補助金 500,000円</p> <p>【名称】 手すき和紙後継者育成事業 委託料 1,800,000円 委託先 (財)伊野町農業振興公社</p>	該当なし	該当なし
雇用促進対策		<p>【地域総合整備資金貸付事業】 【目的】 地域振興に資する民間事業者を支援するための貸付 新規雇用者増加要件 - 5人以上 【貸付金】 5百万円以上7億円未満 貸付利率 - 無利子</p>	該当なし	該当なし
その他	道の駅運営管理	<p>○土佐和紙工芸村(とさわしこうげいむら) 国道194号 伊野町鹿敷 平成7年[道の駅]登録 【施設管理委託契約】 財団法人伊野町農業振興公社 【施設の概要】 農産加工体験・手漉き和紙体験・ホテル、クアハウス、レストラン、特産センターの各種施設</p>	<p>633美の里(むささびのさと) 国道194号 吾北村上八川 平成15年[道の駅]登録 【施設管理委託契約】 第3セクター 有限会社 633美の里(むささびのさと) 【事業目的】 道の駅633美の里の施設及び地域振興施設等の維持管理運営を行う。</p>	<p>木の香(このか) 国道194号 本川村桑瀬 平成12年[道の駅]登録 【施設管理委託契約】 財団法人 本川村開発公社 【施設の概要】 レストラン、トイレ、温泉、ガンゴルフ、ロッジ、通年釣り場</p>
	ふるさと村民制度	該当なし	<p>【ごほくふるさと村民要綱】(抜粋) (目的)第1条 心のふれあいと、ふるさとを求めるあなたに、吾北村の豊かな自然とまごころを提供し、理想のふるさとづくりを進めることを目的としています。 (会費)第3条 ふるさと村民会費は、年額10,000円とします。 (期間)第5条 会費の有効期間は、ふるさと村民台帳に登録した日(申込のあった翌月1日)から1年間とします。 (使途)第6条 会費の使途は、第7条に掲げる特典等に充当し、返還は致しません。 (特典)第7条 ふるさと村民には次の特典があります。 1.ふるさとの便りをお届けします。 2.村の施設は、吾北村民と同様に利用できます。 3.ふるさとの味をお届けします。 4.ふるさとの祭りや行事を紹介します。 5.ふるさとの特産を紹介し、ご希望に応じて格安でお届けします。 6.ふるさとの宿泊施設を紹介します。 7.その他ふるさと村民のご希望に応じるよう配慮します。</p>	該当なし

項目	協定項目 2 3 - 1 3 商工観光関係事業の取扱い
参考法令	<p>【商工会法】 (地区) 第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。 (市町村の廃置分合に伴う地区の特例) 第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。</p>
留意事項	<p>商工会の地区は1つの町村の区域とするのが原則(商工会法7条)です。通常は1市町村に1つの商工会が設置されることになる。伊野町、吾北村及び本川村の合併が行われた場合、商工会の地区を新町の区域とするための定款の変更をするか、あるいは当該商工会が解散するまでの間は、新町内に複数の商工会が存在することになる(商工会法8条)。 現在3町村の商工会は平成17年4月1日の合併を目指し調整中であり、助成の取扱いについては新町において、地域の商工業の総合的な改善発達等を図ることを考慮して検討しなければならない。 その他の商工団体についての取扱いは、地域の実績を尊重し新町の全体の均衡が保たれ、補助の趣旨・目的が効果的に機能するよう調整することが必要である。 企業誘致の取扱いについては、現状、吾北村においてのみ施策としての取り組みがなされているが、新町において若者定住促進と合わせた施策として検討しなければならない。 観光振興における関係団体・イベント事業の取扱いは、助成も含め新町において団体・イベント事業の統合も踏まえた検討が必要である。 その他の事業についても、実績等を考慮し新町に引き継ぐことが望ましい。</p>
調整方針(案)	<p>1. 商業工業振興について 商工団体等への助成については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後同一又は類似する団体は統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。 企業誘致については、吾北地区において現行のとおり新町に引継ぎ、合併後必要に応じて検討する。</p> <p>2. 観光振興について 関係団体への助成については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後同一又は類似する団体は統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。 観光イベント事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに検討・調整(財政面、スケジュール等)する。</p> <p>3. その他の事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ調整を図る。</p>
協議の結果	<p>1. 商業工業振興について 商工団体等への助成については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後同一又は類似する団体は統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。 企業誘致については、吾北地区において現行のとおり新町に引継ぎ、合併後必要に応じて検討する。</p> <p>2. 観光振興について 関係団体への助成については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後同一又は類似する団体は統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。 観光イベント事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに検討・調整(財政面、スケジュール等)する。</p> <p>3. その他の事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ調整を図る。</p>

協議第30号

定住促進対策の取扱いについて

別紙のとおり定住促進対策の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年7月25日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目18 定住促進対策の取扱い		
		社会福祉		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
結婚祝金	根拠条例等		吾北村結婚祝金支給要綱	本川村定住促進に関する条例 本川村定住促進に関する条例施行規則
	内 容		吾北村内後継者の結婚を祝い人口定着に資する。	・本川村に住所を有する者が、結婚し、結婚後も本川村に定住する意思を有する場合には、婚姻者に結婚祝金を支給する。 ・定住の意思を有するとは、3年以上居住することが確約できるものとする。
	支給要件		・吾北村に住所を有し、かつ居住している者。又は村民となるべく転入した者(勤務地が異動することが常態となっている事業所に就職している者を除く。)であり3年以上引き続き将来ともに村内に定住する意志のある者が婚姻(両者又はいずれかの者が始めて結婚する場合に限る。)した夫婦。ただし村民であっても婚姻のため転出する者は除く。 ・婚姻する両者又はいずれかの者が満45歳未満である夫婦。	・上記の者で結婚前の住所は、結婚する当事者のいずれか一方が満たされている方。 ・結婚後1年以内に申請しなければならない。
	支給金額	該当なし	一組につき 200,000円	1組につき 100,000円
	事業費		3,000,000円	13年度 実績なし
	支出費目		扶助費	報償費
	返還規程		・転出した場合の返環金は次の各号のとおりとする。 1年以内 100% 2年以内 60% 3年以内 30% ・不正の手段又は居住していない事が確認された場合の返還金は次の各号のとおりとする。 1年以内 100% 2年以内 60% 3年以内 40%	なし

項目		協定項目 1 8 定住促進対策の取扱い		
		社会福祉		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
出産祝金	根拠法令	伊野町出産祝金支給要綱	吾北村出産祝金支給要綱	本川村定住促進に関する条例 本川村定住促進に関する条例施行規則
	内 容	伊野町内に住所を有し、かつ居住し、引き続き町内に居住する意志のある保護者に対して支給する。	出産祝金を支給することにより、定住化と福祉の増進を図る。	本川村に住所を有し、出産後も新生児とともに本川村に定住する意志を有する者に出産祝い金を支給する。
	支給要件	・町内に住所を有する者	・村内に住所を有する者が出産した場合 ・返還規程を設けている。	・保護者、新生児ともに住民登録がなされていること。 ・出生されてから1年以内に申請をすること。
	支給金額	新生児1名につき 10,000円	第1子 50,000円 第2子 80,000円 第3子以降 100,000円 (1子1回限り)	1人当たり100,000円 双子200,000円
	返還規程	返還規程なし	村外に転出した場合助成金を返還していただく。 半年以内 全額 1年以内 80% 2年以内 50%	返還規程はないが、概ね3年の定住が条件
	事業費	1,480,000円	880,000円	100,000円
	支出費目	扶助費	扶助費	報償費
百歳祝金	根拠法令	該当なし	該当なし	本川村定住促進に関する条例 本川村定住促進に関する条例施行規則
	内 容			本川村に住所を有する者が、100歳に達した場合には、100歳祝金を支給する。
	支給要件			・長年本川村に居住している者が100歳に達したとき、その誕生日以降に祝金を次のとおり支給するものとする。 ・村の住民基本台帳に記載されている期間が連続して20年以上のもの
	支給金額			500,000円
	返還規程			なし
	事業費			
	支出費目			13年度 実績なし

項目		協定項目 1 8 定住促進対策の取扱い		
		農林		
		伊野町	現 況	本川村
農業者育成	根拠法令	該当なし	吾北村新規就農者育成支援助成金交付要綱	該当なし
	内 容		農業担い手の育成、確保等、地域農業の振興を図ることを目的として新規に就農した者に新規就農者育成支援助成金を交付する。	
	支給要件		吾北村内に住所を有し、かつ居住しており、新規に農業に就農した者で3年以上引き続き将来ともに農業に従事する意志のある45歳以下の者で、吾北村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想に定められている農業経営が確保できる者、もしくはその後継者と吾北村農業公社の行う研修事業に参加する者とする。	
	支給金額		300,000円	
	返還規程		離農した場合の返還金 1年以内 全額 2年以内 2/3の額 3年以内 1/3の額	
	事業費		300,000円	
	支出費目		補助金	
林業者育成	根拠法令	該当なし	吾北村森林を育てる人づくり事業助成金交付要綱	本川村定住促進に関する条例 本川村定住促進に関する条例施行規則
	内 容		吾北村の豊かな森林資源をより有効に活用し、林業生産活動の活性化と振興を図るため、若い優秀な人材を確保し人口定着に資することを目的として、新規に林業に就労した者に助成金を交付する	本村に住所を有する35歳未満の者で民間林業に従事し、林業(伐採・搬出・育林業務に従事する者)を主たる生業とする者に、3年間に限り林業後継者奨励金を支給する。
	支給要件		吾北村内に住所を有し、かつ居住しており、新規に林業に就業した者で3年以上引き続き将来ともに林業に従事する意志のある45歳以下の者で、おおむね年間180日以上就業できる者。ただし、今までに同様な就業助成金を受けたことのない者とする。	1 林業後継者奨励金は月額2万円とし、年2回にまとめて支給するものとする。 2 林業後継者奨励金の支給を受けた者は、林業後継者として林業技術の修得に努めるものとする。 3 林業後継者奨励金の支給を受けた者が前第1項の規定の要件を欠くに至った場合は、遅滞なく村長に届出をするものとする。 4 就職奨励金との併給はおこなわないものとする。
	支給金額		300,000円	20,000円/月(240,000円)
	返還規程		就業しなくなった場合の返還金 1年以内 全額 2年以内 2/3の額 3年以内に離職した場合 1/3の額	なし

項目		協定項目 1 8 定住促進対策の取扱い		
		農林		
		現		況
		伊野町	吾北村	本川村
林業者育成	事業費	該当なし	13年度 実績なし	120,000円
	支出費目		補助金	報償費
	根拠法令	該当なし	吾北村林業就業者研修事業補助金交付要綱	該当なし
	内 容		村は、地域林業の担い手育成と林業の活性化を図るため高知中央森林組合(以下「森林組合」という。)が森林組合の定める吾北村林業就業研修生受入要領に基づき、新規に林業労務に関する技術の修得を目的として行う吾北村林業就業者研修事業に要する経費に対し予算の範囲内において、補助金を交付する。	
	支給要件		前条の補助対象事業(以下「補助事業」という。)に対する補助額は、一人当たり1ヶ年1,200,000円以内とする。ただし、出勤日数200日以上を必要とし、出勤日数が満たない場合は、不足の日数に該当する金額を差し引き補助するものとする。吾北村在住規程あり。	
	支給金額		一人当たり1ヶ年1,200,000円以内	
	返還規程		なし	
	事業費		平成15年度開始	

項目		協定項目 1 8 定住促進対策の取扱い		
		その他		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
住宅対策	根拠法令		吾北村若者定住住宅補助金交付要綱	本川村定住促進に関する条例 本川村定住促進に関する条例施行規則
	内 容		若者の定住を促進するため、若者が安心して快適に定住できるよう持家の確保と住環境の整備を図ることを目的とする。	本村に住宅を有し、本村に定住する意思を有する者で、村内に住宅(50m ² 以上)を新築した場合には、住宅奨励金を支給する。
	支給要件		住宅を村内に新築した次の各号のすべてに該当する者に対して補助金を交付する。 (1) 本村に住所を有する者、または村外の地域から本村に生活の本拠を移す者 (2) 45歳以下の者 (3) 補助金の交付日から起算して10年以上居住見込みの者 (4) 市町村税等の滞納のない者 (補助対象事業) 第4条 補助対象事業は、次のとおりとする。 (1) 日常生活に最小限必要な玄関、便所、洗面所、台所、居室及び浴室をもつ独立性のある専用住宅であること。 (2) 新たに建築した住宅であることとし、移築及び増改築は含まないものとする。 (3) 1戸建であること。 (4) 構造は、国産材、または特に高知県が利用を奨励している県内産乾燥材を使用した木造軸組工法であること。 (5) 前号に規定する以外の住宅	本村に住所を有し、本村に定住する意思を有する者(世帯主)で村内の賃貸住宅に入居し、月額の家賃が規則で定める額を超えている場合には、住宅対策奨励金を支給する。
	支給金額	該当なし	補助金は、次に掲げる額を限度として予算の範囲内で交付するものとする。 (1) 前条第4号に規定する住宅は、1坪(3.3m ²)当り1万8千円以内とし、1戸当り54万円を限度額とする。 (2) 前条第5号に規定する住宅は、1坪(3.3m ²)当り9千円以内とし、1戸当り27万円を限度額とする。 (3) 対象面積(坪数)は、1坪当り3.3m ² で換算したものとし、1坪未満は切り捨てる。	住宅対策奨励金は次に掲げるとおりとする。 (1) 住宅の新築 ア 床面積 50m ² 以上～100m ² 未満 40万円 100m ² 以上～170m ² 未満 60万円 170m ² 以上 100万円 イ 支給の制限 建築価格の5%(1万円以下切捨て)を上限とし、床面積に対応する額といずれか低い額を1回に限り支給する。 (2) 住宅の賃貸 ア 支払った賃貸月額(近傍同種の家賃が上限)から下記イに定める額を控除した額の12ヶ月分を年度の最終月支払い後支給する。 イ 規則で定める額 月額 5万円 ウ 近傍同種の家賃額 公営住宅法による本川村の最高額 6万400円 エ 支給額の算式 支払月額 - 5万円 × 12月 = 支給額(住宅手当は支払月額から控除すること)
	返還規程		村長は、次の各号に該当する場合は、補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。 (1) 申請書類等提出書類への虚偽の記載または不正の行為があると認められたとき。 (2) 補助金の交付日から起算して10年以内にその住宅を売り渡しまたは居住しなくなったとき。	なし
	事業費		1,600,000円	750,000円
支出費目		補助金	報償費	

項目		協定項目 1 8 定住促進対策の取扱い		
		その他		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
住宅対策	根拠法令	該当なし	吾北村宅地分譲規則	本川村宅地分譲規則
	内 容		この規則は、吾北村が宅地開発を促進し、希望と魅力的なふるさと創り人口の定住及び地域の活性化を図るために造成した住宅用地(以下「宅地」という。)の分譲について必要な事項を定めることを目的とする。	この規則は、本川村が宅地開発を促進し、希望と魅力的なふるさと創り人口の定住及び地域の活性化を図るために造成した住宅用地(以下「宅地」という。)の分譲について必要な事項を定めることを目的とする。
	要 件		譲受人は、次の各号の要件を備えていなければならない。 (1) 譲受人自身が居住のための宅地を必要としていること (2) 分譲代金を納入期限までに完納できる者 (3) 宅地分譲契約の日から3年以内に住宅の建築ができる者 (4) 第10条に定める連帯保証人2名があること (5) 村税及び国民健康保険税の滞納のない者	譲受人は、次の各号の要件を備えていなければならない。 一 譲受人自身が居住のための宅地を必要としていること 二 分譲代金を納入期限までに完納できる者 三 宅地分譲契約の日から5年以内に住宅の建築ができる者 四 村税及び国民健康保険税の滞納のない者
	分譲の限度		分譲する宅地は、1世帯につき1区画とする。ただし特別の事情を有する者は村長が認める面積とする。	分譲する宅地は、1世帯につき1区画とする。ただし特別の事情を有する者は村長が認める面積とする。
	分譲の条件		次の各号に定める条件によって譲受人に宅地を分譲するものとする。 (1) 宅地分譲契約(以下「契約」という。)締結の日から3年以内に住宅又は店舗併用住宅の建築工事を完了すること。ただし、譲受人の努力にもかかわらず3年以内に住宅又は店舗併用住宅の完了がおぼつかない場合は村長の承認を得て2年間に限り期間を延長することができる。 (2) 所有権移転登記の日から10年間は村長の許可なくして宅地を他人に譲渡したり賃貸借その他の権利の設定をしないこと。 (3) 宅地に騒音、ばい煙及び飛沫を生じる機械器具を装置したり居住者の健康並びに衛生上悪影響を与えるようなことをしないこと。 (4) この規則又は契約書の条項に違反しないこと。	次の各号に定める条件によって譲受人に宅地を分譲するものとする。 一 宅地分譲契約(以下「契約」という。)締結の日から5年以内に住宅建築請負契約を締結(建築着工)すること。この期間内に建築請負契約が成立しない時は、宅地分譲契約はなかったものとする。 二 建築住宅は一般住宅(自己住宅)に限り、所有者は本川村に住所を移すこと。 三 所有権移転登記の日から5年以内は村長の許可なくして宅地を他人に譲渡したり賃貸借その他の権利の設定をしないこと。 四 宅地に雑音、ばい煙及び飛沫を生じる機械器具を装置したり居住者の健康並びに衛生上悪影響を与えるようなことをしないこと。 五 この規則又は契約書の条項に違反しないこと。
	分譲決定の取り消し及び契約の解除		譲受人が次の各号の一に該当する場合は分譲の決定を取り消し、又は契約の解除をすることができる。 (1) 分譲の申込みが虚偽の記載又は不正手段によって行われたとき。 (2) 第4条に規定する資格要件を欠くに至ったとき。 (3) 第9条に規定する契約を村長が指定する期日までに締結しないとき。 (4) 分譲代金を指定する期日までに納入しないとき。 (5) 分譲決定の取り消し又は契約解除を申し出たとき。	譲受人が次の各号の1に該当する場合は分譲の決定を取り消し、又は契約の解除をすることができる。 一 分譲の申込みが虚偽の記載又は不正手段によって行われたとき。 二 第4条に規定する資格要件を欠くに至ったとき。 三 第9条に規定する契約を村長が指定する期日までに締結しないとき。 四 分譲代金を指定する期日までに納入しないとき。 五 分譲決定の取り消し又は契約解除を申し出たとき。 2 前5号の規定により契約を解除した場合には、村長は既に納入した分譲代金は譲受人に返還するものとし、当該返還金には利息を付さない。ただし、第17条の損害賠償の額及び第18条の違約金の額を差し引いて譲受人に返還するものとする。

項目		協定項目 1 8 定住促進対策の取扱い		
		その他		
			現	況
		伊野町	吾北村	本川村
就職奨励金	根拠法令	該当なし	該当なし	本川村定住促進に関する条例 本川村定住促進に関する条例施行規則
	内 容			本村に住所を有する新規学卒者及び村外から本村に転入した者が、本村に定住する意思を有する35歳未満の者で、新たに就職した場合には、就職奨励金を支給する。
	支給要件			就職奨励金は、次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。 (1) 同一企業内における異動の場合 (2) 内職または時間給労働と認められる場合 (3) 本川村に住所を有する者が職業を変更した場合 (4) 官公庁に就職した場合
	支給金額			就職奨励金は、次に掲げるとおりとする。 (1) 新規学卒者の場合(卒業後2年以内に就職) 5万円 (2) 転入者が単身者の場合 5万円 (3) 転入者が世帯構成員の場合 8万円 (注) 上記(2)・(3)の転入者は、住民基本台帳(転入届)により判断するが、高校在学等のため本川村に住所を有しながら、実際に村外に居住していたことが認められる場合も対象とする。
	返還規程			なし
	事業費			150,000円
	支出費目			報償費
U・Iターン転校準備金	根拠法令	該当なし	該当なし	本川村定住促進に関する条例 本川村定住促進に関する条例施行規則
	内 容			村外在住の者で、扶養している小学生及び中学生と共に本村に転入し、本村に定住する意思を有する場合は、その世帯主にU・Iターン転校準備金を1回に限り支給する。
	支給要件			U・Iターン転校準備金を受けようとする者は、本川村U・Iターン転校準備金支給申請書(様式第8号)に定住誓約書並びに居住確認書(様式第2号)その他参考書類を添えて1年以内に村長に申請しなければならない。 2 小学生・中学生の区分は、申請時の学年によるものとする。
	支給金額			U・Iターン転校準備金は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小学生1名につき 3万円 (2) 中学生1名につき 5万円
	返還規程			なし
	事業費			80,000円
	支出費目			報償費

項目	協定項目 18 定住促進対策の取扱い
留意事項	<p>1. 定住促進対策については、それぞれの事業において3町村間で格差が生じている。現行の制度を運用していくか、またその他の定住促進につながる施策に移行するか、総合的に検討し地域性を考慮して対応する必要があるのではないかと。</p> <p>2. 事業ごとでは、 結婚祝金については吾北村、本川村において実施、伊野町では実施していない。仮に伊野町で実施するとした場合、対象者が多数となることが予想され、財源の課題が残る。 出産祝金については、伊野町は1名につき10,000円、吾北村は第1子が50,000円、第2子が80,000円、第3子以降100,000円、本川村は1名につき100,000円となっており、3町村において支給額の相違がある。 百歳祝い金は本川村のみの事業である。 農業者育成、林業者育成、住宅対策、就職奨励金、U・Iターン転校準備金については「吾北村のみ」「本川村のみ」又は「吾北村及び本川村」の事業であり、新町での取扱いが課題である。</p>
調整方針（案）	<p>結婚祝金については、吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐが、段階的に減額し、平成21年度に廃止する。 （平成18年度吾北地区：15万円・本川地区：10万円、平成19年度吾北・本川地区：10万円、平成20年度吾北・本川地区：5万円） 出産祝金については、伊野・吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度から伊野町の例により統一する。 百歳祝金については、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐが、段階的に減額し、平成21年度に廃止する。 （平成17年度：40万円、平成18年度：30万円、平成19年度：20万円、平成20年度：10万円） 農業者育成事業については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度までに見直す。 林業者育成事業について ・補助事業については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度までに見直す。 ・奨励金事業については、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度までに見直す。 ・研修事業については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。 その他の事業について ・住宅対策及び宅地分譲については、合併時、吾北村の例により吾北・本川地区において実施し、平成21年度までに見直す。 ・就職奨励金とU・Iターン転校準備金については、合併時に廃止する。</p>
協議の結果	<p>結婚祝金については、吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐが、段階的に減額し、平成21年度に廃止する。 （平成18年度吾北地区：15万円・本川地区：10万円、平成19年度吾北・本川地区：10万円、平成20年度吾北・本川地区：5万円） 出産祝金については、伊野・吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度から伊野町の例により統一する。 百歳祝金については、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐが、段階的に減額し、平成21年度に廃止する。 （平成17年度：40万円、平成18年度：30万円、平成19年度：20万円、平成20年度：10万円） 農業者育成事業については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度までに見直す。 林業者育成事業について ・補助事業については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度までに見直す。 ・奨励金事業については、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度までに見直す。 ・研修事業については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。 その他の事業について ・住宅対策及び宅地分譲については、合併時、吾北村の例により吾北・本川地区において実施し、平成21年度までに見直す。 ・就職奨励金とU・Iターン転校準備金については、合併時に廃止する。</p>

その他

1. 第8回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

日時：平成15年8月22日（金）午後2時～

場所：吾北村中央公民館2階大ホール

協議事項（予定）

特別職の身分の取扱いについて（その他非常勤の特別職）〔協定項目第11号〕

使用料、手数料等の取扱いについて〔協定項目第15号〕

各種福祉制度の取扱いについて〔協定項目第23号-3〕

水道事業の取扱いについて〔協定項目第23号-4〕